

マーケットプレイス 利用規約

制 定 2021年4月1日

改 定 2023年4月1日

(目的)

第1条 一般社団法人日本エレクトロヒートセンター（以下「JEHC」という。）は、インターネットオブキITCHンプラットフォーム（以下「本プラットフォーム」という。）が適切に運用されることを目的とし、本プラットフォームに関する当該情報管理サービス（以下「本サービス」という。）からAPIを利用してデータをダウンロードして活用するサービス（以下「マーケットプレイス」という。）を製作する第4条に基づき利用契約を締結したマーケットプレイス契約者（以下「契約者」という。）が適切に利用するための規約（以下「本規約」という。）を制定する。

(サービス概要)

第2条 本サービスは、食の安心・安全を目的に、多種多様な厨房機器に関するデータ（温度、湿度、時間等をいうが、これに限られない。）をIT活用するため、当該データを厨房機器に搭載された通信機能を通じて集中管理装置に集約し、安全かつ効率的に本プラットフォームに送信するためのサービスとする。

2 本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な地域において提供される。

(マーケットプレイス)

第3条 マーケットプレイスとは本サービスに実装されるインターネットオブキITCHンプラットフォーム ダウンロードAPI（以下「本API」という。）を通じて前条のデータを取得し、そのデータを活用した様々なサービスを行うシステムを示す。マーケットプレイスが利用する本APIの仕様はJEHCが提示する本API仕様書（以下「仕様書」という。）による。

2 JEHCは、マーケットプレイスが仕様書に適合していることを契約者から提出された資料に基づき確認するものとし、JEHCが適合と判断した場合、当該マーケットプレイスを接続可能にする。

3 契約者の定義は、添付資料1「マーケットプレイス契約者の考え方」によるものとする。

4 契約者は、本サービスの公共性に鑑み、登録されたマーケットプレイスが運用中は本サービスの運用を妨げないようにしなければならないが、過度に本プラットフォームに対して負荷をかけるような処理を行う場合には、事前にJEHCにそれらの詳細を説明し、対応方法を協議するものとする。過度な負荷をかけた場合は、一時的に接続を停止することがある。

(利用契約の締結)

第4条 契約者が、本サービスに接続するためには以下の手続きに従うものとする。なお、本条に定める登録申請及び登録手続きの完了により、利用契約が締結されたものとする。

① 契約者はJEHCに対して、本規約の内容を承諾したうえでJEHCの定める様式により契約者情報の登録申請を行う。

② JEHCは、登録内容を精査した後、登録申請を行った契約者のメーカー情報を本プラットフォームに登録し、当該契約者に対し、登録が完了したことを連絡する。

③ 契約者は、JEHCに対し、1法人もしくは個人ごとにマーケットプレイス情報の登録

申請を行う。

- ④ JEHC は、契約者に対し、マーケットプレイス情報を本プラットフォームに登録し、登録の旨を通知することで、当該マーケットプレイスに対し、本プラットフォームへの接続権限を付与する。
- 2 JEHC は、次のいずれかに該当すると判断した場合、申込みを承諾しないことがある。
- ① 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - ② 第6条に示す会費の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ③ 虚偽の事項を申請し、又は申請するおそれがあるとき。
 - ④ その他、JEHC の業務遂行上著しい支障があるとき。
- 3 JEHC が、利用契約が締結された後、契約者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、JEHC は利用契約を解除することができる。

(認証情報)

第5条 契約者は、利用契約の締結により付与された認証情報（以下「認証情報」という。）を自己の責任で管理するものとする。認証情報は、第三者に譲渡、貸与及び共用してはならない。

- 2 認証情報の紛失又は盗難があったときは、契約者は直ちに JEHC に届け出るものとする。
- 3 認証情報の盗難、もしくは第三者による不正利用が発覚した場合、直ちに本サービスの利用を停止する。

(会費)

第6条 契約者は、JEHC に対し、別に定める運営会費を支払う。

(契約申込内容の変更)

第7条 契約者は、登録事項の変更があったときは、JEHC 所定の様式に基づき速やかに変更手続きを行う。

- 2 JEHC は、前項の請求があったときは、速やかに登録事項の変更をする。
- 3 届け出がないときは、JEHC は本サービスの提供を行わないことがある。

(権利の譲渡の禁止)

第8条 本サービスに接続する権利は契約者のみに帰属し、契約者は本規約で別に定める場合を除き、本サービスに接続する権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等をしてはならない。

(契約者の地位の承継)

第9条 法人の合併又は分割（以下「合併等」という。）により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、JEHC 所定の書面に合併等を証明する書類を添えて、JEHC に速やかに届け出る。

- 2 届け出がないときは、JEHC は本サービスの提供を行わないことがある。

(著作権等)

第10条 本サービスへの接続において JEHC が契約者に提供する一切の物品等及び本サービス提供のために使用する一切の物品等（本規約、各種ソフトウェア、プログラム、取扱

マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含む。)に関する著作権、特許権、商標権及びノウハウ等の一切の権利(以下「知的財産権等」という。)は、JEHC 又は当該物品等の使用を JEHC に対して許可する者に帰属する。

(本サービスの停止)

第11条 JEHC は、本サービスを一定期間停止する必要があるときは、サービス停止の内容(サービス停止の期間等)を予め書面等により契約者に通知し、本サービスを停止することができる。ただし、緊急時ややむを得ない場合は、この限りではない。

2 JEHC は、天災事変、感染症、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取扱うため、本サービスを一定期間停止することがある。

3 前2項の停止期間を経過後もサービス停止を継続せざるを得ない場合、JEHC は、予め書面等により契約者に通知し、本サービスの提供を終了することができる。なお、本サービスの提供の終了に当たっては第13条を適用する。

(本サービスへの接続停止)

第12条 JEHC は、契約者が次のいずれかに該当するときには、JEHC が定める期間、当該契約者および当該契約者の製造するマーケットプレイスに対し、本サービスへの接続を停止することがある。

- ① 本規約により契約者が JEHC に対して負担する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- ② JEHC の名誉又は信用を毀損したとき。
- ③ 本規約の規定に違反したとき。
- ④ JEHC の業務の遂行に支障を及ぼしたと判断したとき。
- ⑤ JEHC に損害を与えたとき。
- ⑥ 第5条2項の届出が契約者より行われたとき、または同等の事実が判明したとき。

2 JEHC は、前項の規定により本サービスへの接続停止をするときは、予め書面等によりその理由、接続停止をする日及び期間を当該契約者に通知する。なお、JEHC は本サービスのユーザー保護のため、インターネット、その他の方法により、本サービスへの接続停止に関する情報を公表することができる。

(本サービス提供の終了)

第13条 JEHC は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがある。

2 前項の規定により、JEHC が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い利用契約を解除する場合は、インターネットの利用その他の JEHC が適切と判断する方法により周知する。また、予めその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に書面等により通知し、当該終了日をもって本契約の解除日とする。

(契約者による本契約の終了)

第14条 契約者は、利用契約を終了しようとするときは、JEHC 所定の方法により申し出る。

2 JEHC は、前項の規定により契約者が申し出た利用契約の解除希望日をもって本サービ

スの解除日とする。

- 3 契約者が第4条第1項により登録されたマーケットプレイス情報の削除を希望する場合は、JEHC 所定の方法により届出を行う。なお、削除希望日は、利用契約終了日以降の日とし、希望日の1ヶ月前までに届出を行うものとする。
- 4 削除希望日等の要望に応えることが本サービスの正常な運用を阻害する等の場合には、JEHC 及び契約者間で個別に協議する。なお、協議が纏まらない場合には、JEHC が指定する方法によるものとする。

(JEHC による本契約の終了)

第15条 JEHC は、次のいずれかに該当する場合は、予め契約者に通知した後、利用契約を終了させることがある。ただし、本条第3号に定める場合においては、事前の契約者への通知をすることなく利用契約を終了させることができる。

- ① 虚偽の申告が判明したとき。
- ② 本サービスの接続を停止された契約者が、本サービスの接続停止となった原因を解消しないとき。
- ③ 本サービス提供を終了するとき。
- ④ 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。
 - ア) 支払停止状態に陥った場合、その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - イ) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - ウ) 差押、仮差押、仮処分、競売又は租税滞納処分の申立を受けた場合
 - エ) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

(資料及び情報の返却等)

第16条 契約者は、本契約が終了した場合、終了理由のいかんを問わず、JEHC から貸与され、又は開示された資料及び情報(以下「開示情報」という。)の全てを返却する。なお、JEHC が認めたときは、当該契約者が自ら開示情報の全てを廃棄することができ、JEHC に対し、開示情報の全てを廃棄した旨の証明書を提出する。

(延滞損害金)

第17条 本規約により契約者がJEHC に対して負担する金銭債務について、支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、JEHC は支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞損害金として請求することができる。

(端数処理)

第18条 JEHC は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(免責)

第19条 JEHC は、本サービスにおいて提供を受け又は提供する情報の完全性は保証しない。また、JEHC の責めに帰すべき事由を除くマーケットプレイス自体に起因する損害及び広域ネットワークの不良による損害については免責とする。

(個人情報の取扱い)

第20条 JEHC は、本サービスへの接続のため、本サービスへの接続の過程において契約者等の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等(個人情報保護法第2条第1項に定める意味を指す。以下「個人情報」という。)を取得することができる。

- 2 JEHC は、前項の規定により取得した個人情報については、JEHC が別に定める「個人情報保護規程」に基づき取り扱うものとする。なお、本規約と個人情報保護規程に齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとする。
- 3 JEHC は、個人情報保護法の規定に基づき、個人情報を JEHC が業務を委託する他の者に対して提供することができる。

(秘密情報の取扱い)

第21条 本規約において「秘密情報」とは、本サービスに関連して、JEHC 又は契約者が、相手方から書面等、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は知り得た、相手方の技術情報(本プラットフォーム仕様等を含む。)、営業情報、業務情報、財務情報、その他本サービスにより収集された情報を意味する。但し、以下の各号に該当するものは、秘密情報に該当しないものとする。

- ① 相手方から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの
 - ② 相手方から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - ③ 提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - ④ 秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - ⑤ 相手方から秘密保持の必要な旨書面等で確認されたもの
 - ⑥ 温度情報等、厨房機器メーカーが当該厨房機器を集中管理装置に接続するに当たり公開情報として扱々と定めたもの
- 2 JEHC 及び契約者は、秘密情報を本サービスへの接続の目的のみに利用するとともに、相手方の書面等による承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示又は漏洩しない。
 - 3 前項の定めに拘わらず、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができる。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければならない。
 - 4 本条の秘密保持義務は、利用契約の終了後10年間存続する。

(情報の取扱い)

第22条 JEHC は、契約者が本APIを利用して取得したデータ(以下「本データ」という。)を保存する義務を負わず、契約者においてバックアップ等の適切な措置を取るものとし、契約者が本APIを通じて行った行為について JEHC は一切責任を負わない。

- 2 契約者は、本APIを利用して取得した本データを第三者に対して有償・無償を問わず、譲渡、販売、頒布、リース、貸借及び使用権の許諾をしてはならない。ただし、JEHC 及び契約者間で別途定めた契約者の特定の顧客に対しては、本条を含む本契約の本データの利用上の義務を課し、かつその特定の顧客の義務の遵守につき一切の責任を契約者が JEHC に対して負うことを前提して、本データを提供し使用権を許諾できるものとする。

- 3 契約者は、第三者に対して有償・無償を問わず、本APIを利用して取得した本データを用いて本サービスと同一及び類似するサービスの提供を行ってはならない。
- 4 契約者は、本契約が終了した場合又はJEHCから求められた場合、遅滞なく、本データを削除するものとし、かつ、本データを記録した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を廃棄する。
- 5 本条の規定に違反した場合、JEHCは契約者の利用を停止する可能性がある。それによる損害の補償は行わないものとする。
- 6 JEHCは、法令の定めに基づき又は権限ある官公署から開示の要求があった場合には取得した情報の開示をすることができる。なお、JEHCは、法令等に抵触しない範囲において、当該開示の事実を契約者に通知するものとする。

(契約者の維持責任)

第23条 契約者は、自己の責任において、本サービスに接続するために必要な端末設備、インターネット接続回線及びその他の必要な設備をJEHCが定める利用環境に適合するよう維持・管理する。

(利用に係る契約者の義務)

第24条 契約者は次の各号を守ることとする。

- ① 知的財産権等を本サービスへの接続目的以外に使用しないこと。
- ② 不正の目的で知的財産権等を複製・改変・編集等を行わず、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、又は逆アセンブルを行わないこと。
- ③ 営利目的の有無を問わず、第三者に知的財産権等を貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- ④ 本サービスの提供に不可欠な著作権表示等を削除又は変更しないこと。
- ⑤ JEHC又は第三者の財産権(知的財産権等を含む。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
- ⑥ 本サービスによりアクセス可能なJEHC又は第三者の情報を改ざん、捏造、消去する行為をしないこと。
- ⑦ 第三者になりすまして本サービスへの接続をしないこと。
- ⑧ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- ⑨ JEHCの設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
- ⑩ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- ⑪ 本サービスその他JEHCの事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
- ⑫ 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、JEHC若しくは第三者の信用を毀損する行為、違法な目的のために接続する行為又はJEHC若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
- ⑬ 本サービスの利用に係るパスワード等の適正な管理に努めること。
- ⑭ その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。

(法令に規定する事項)

第25条 本サービスの提供又は本サービスへの接続にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによる。

(準拠法)

第26条 本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本法に準拠する。

(紛争の解決)

第27条 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決する。

2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(反社会的勢力の排除)

第28条 契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「反社会勢力等」という。)であること。

(2) 自らの行う事業が、反社会勢力等の支配を受けていると認められること。

(3) 自らの行う事業に関し、反社会勢力等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で反社会勢力等を利用し、又は、反社会勢力等の威力を利用する目的で反社会勢力等を従事させていると認められること。

(4) 自らが反社会勢力等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。

(5) 本契約の履行が、反社会勢力等の活動を助長し、又は反社会勢力等の運営に資するものであること。

2 JEHC は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。

(1) 第1項に違反したとき。

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき。

① JEHC もしくは JEHC の委託先に対する暴力的な要求行為

② JEHC もしくは JEHC の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③ JEHC もしくは JEHC の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、JEHC もしくは JEHC の委託先の信用を毀損し、又は JEHC もしくは JEHC の委託先の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

3 JEHC は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じて、これを賠償する責を負わない。

(本規約の変更)

第29条 JEHC は、本規約の各条項を本サービスの範囲内で、変更することができる。

2 前項により本規約の条項を変更する場合は、本規約の条項を変更すること、その内容および変更の効力発生時期を、JEHC のホームページに掲載する。

3 前項に定める変更の効力発生時期は、JEHC のホームページの掲載により契約者が変更を周知するのに必要な期間を経過した後の時期を定めるものとする。

マーケットプレイス契約者の 考え方



: 費用の流れ



: システム提供



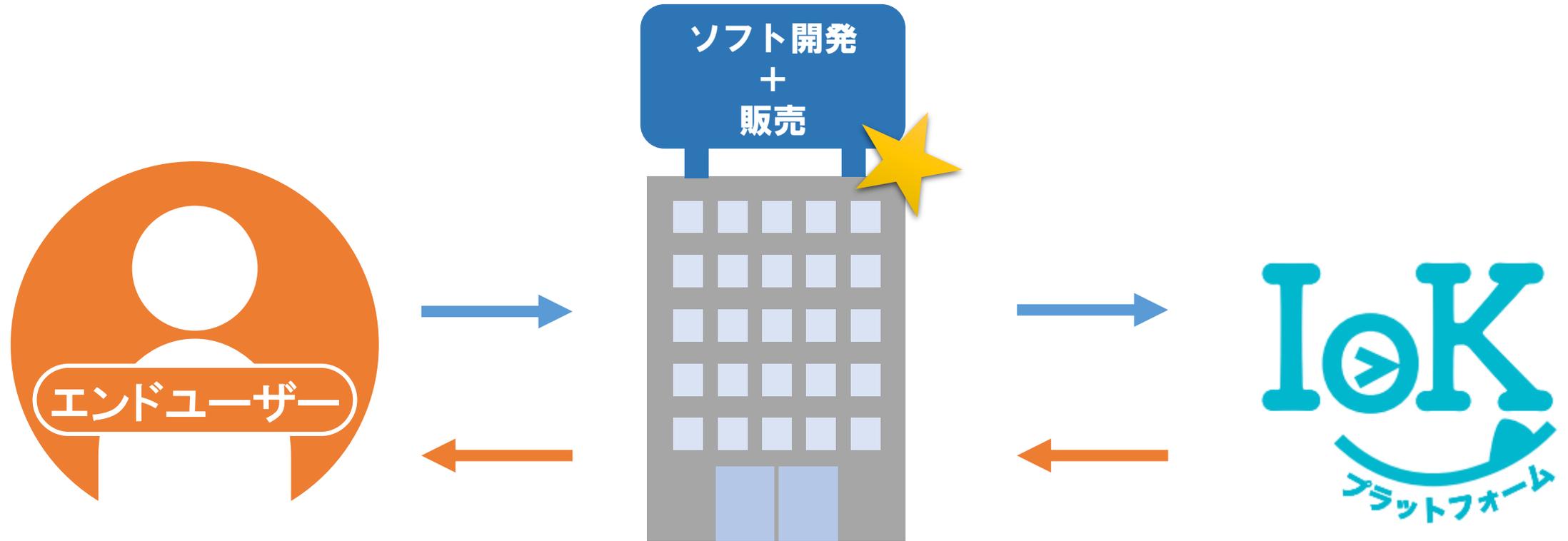
: loK MP会員契約者

基本的な考え方

マーケットプレイス利用による運営会費は、マーケットプレイス契約者(1oK 受益者)負担とする。

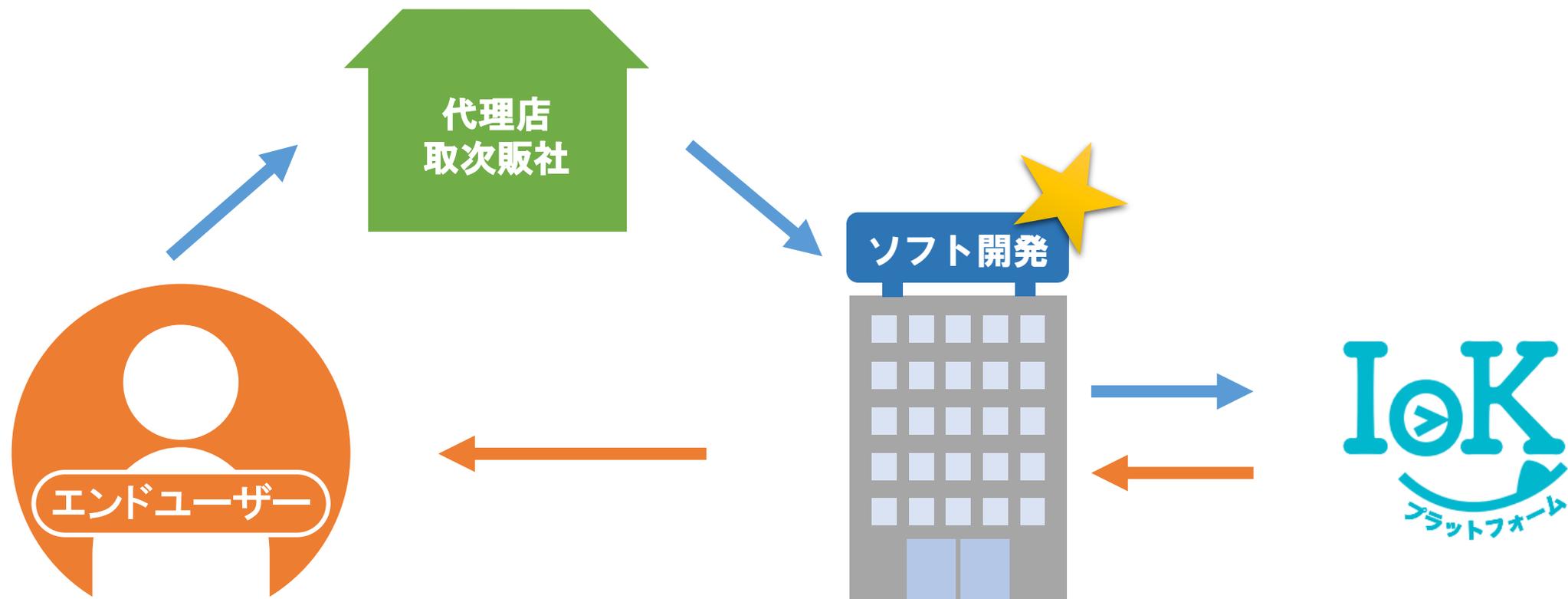
- 1oKはオープンソースプラットフォームのため、これを利用するサービス(マーケットプレイス)の構築の際には、様々な事業者によるシステム開発・販売体制が構築される事が想定される。
- 一例として、1oKからデータをダウンロードしファイル化する機能を提供する「ミドルウェア事業者」等については、同事業者のライセンスでAPIを実行する場合、「取得したデータの不特定多数への無加工配布」を禁ずるマーケットプレイス利用規約(以下、マケプレ利用規約という。)に抵触する可能性がある。(利用規約第22条3項)
- 故に基本的な考え方として、商流上の受益者(ブランドの保持者)である事業者が1oKに対してマーケットプレイス会員契約を行い、ライセンスを保持しなくてはならないものとする。
- 本書は想定される開発・販売・運用形態を例示し、体制ごとにマーケットプレイス会員契約者となる「受益者」は誰であるかを定義するものである。
- 本書の「エンドユーザー」の定義はマーケットプレイスの利用者であり、1oKの利用者ではない。但し、エンドユーザー自身が開発する社内システム等に利用する場合は、エンドユーザー自身が「受益者」となり、マーケットプレイス会員契約者となる場合がある。

自社開発・自社販売



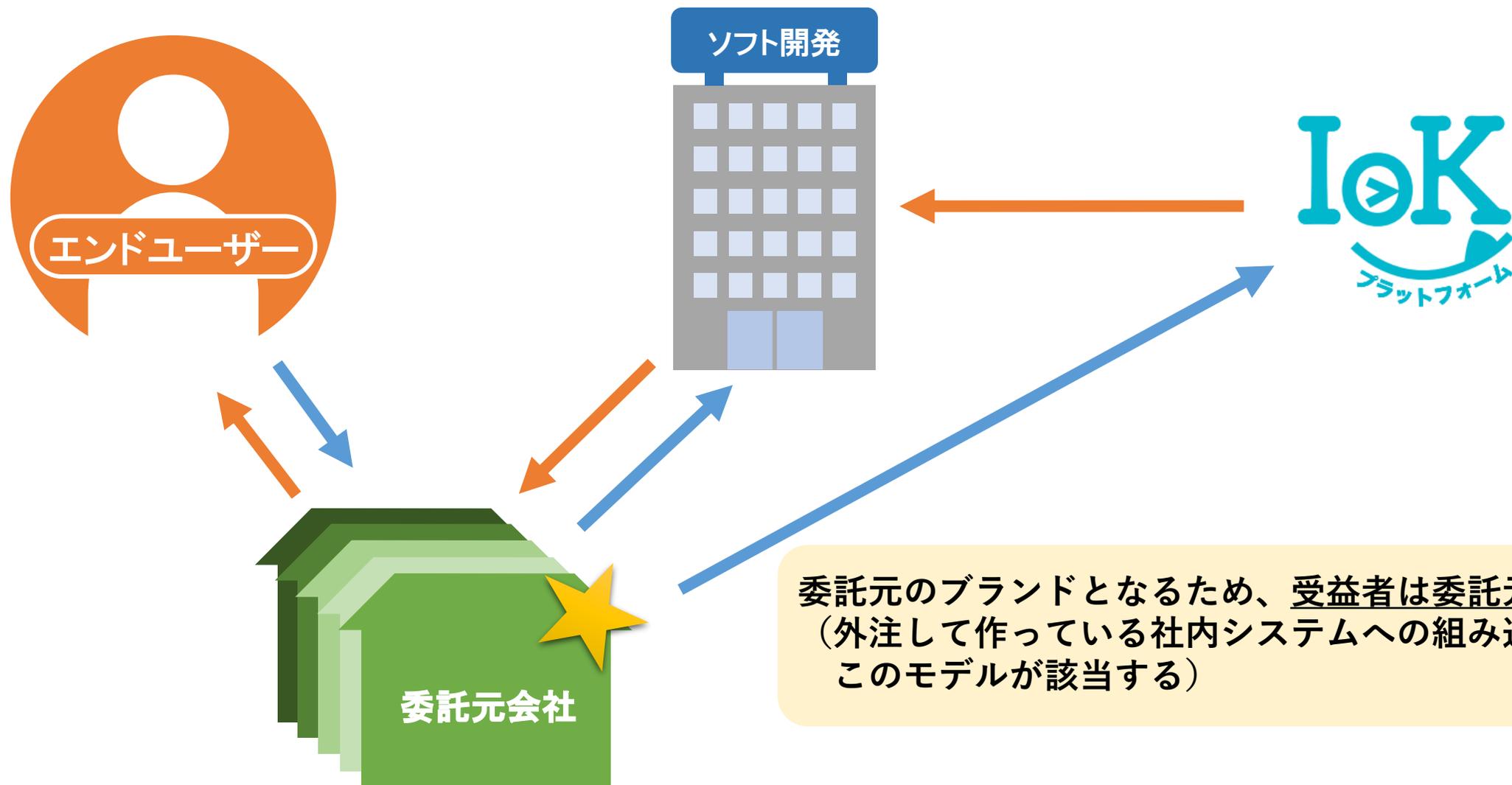
ソフト開発会社のブランドとなるため、受益者はソフト開発会社となる。

自社開発・代理店等販売

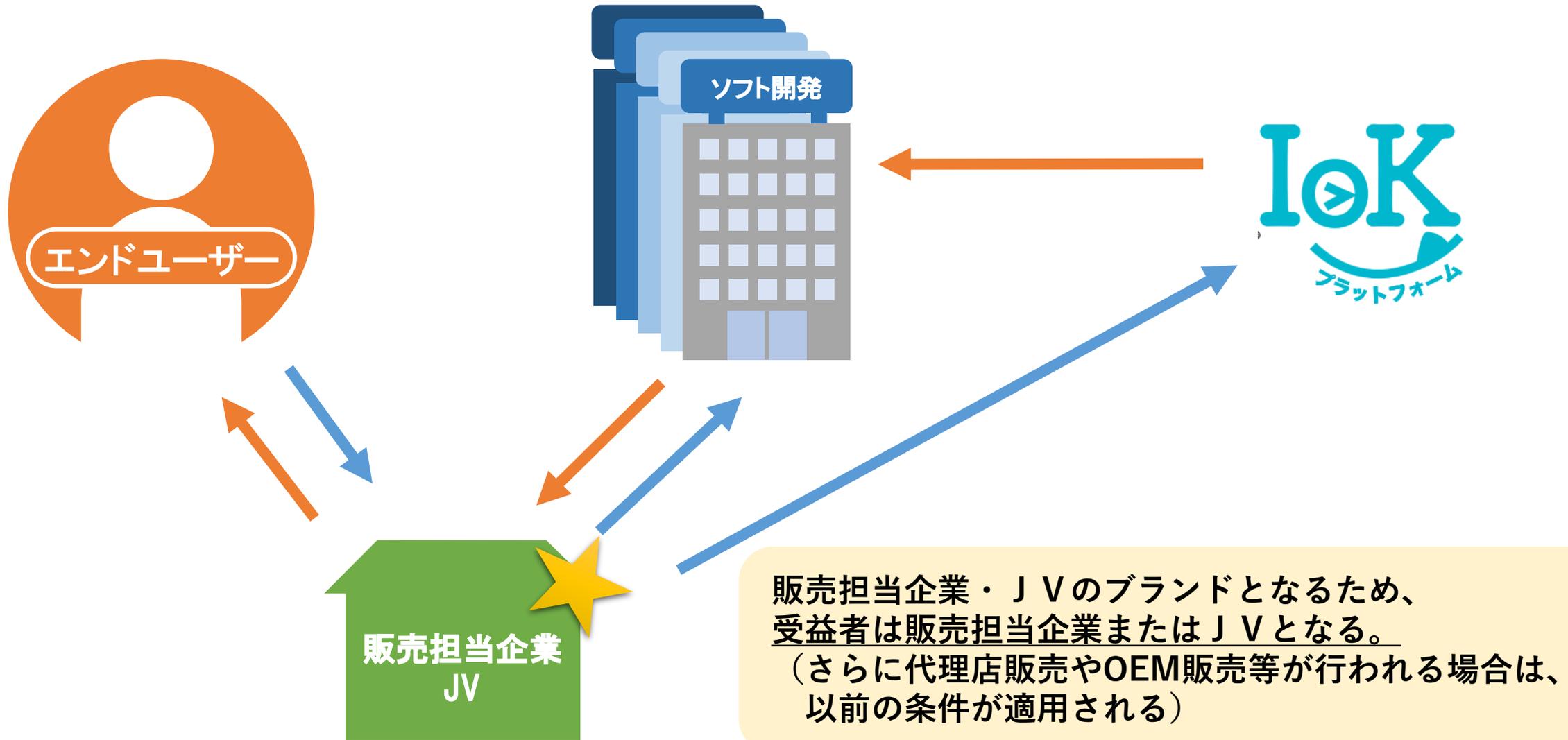


ソフト開発会社のブランドとなるため、受益者はソフト開発会社となる。

OEM (ODM) ・ 業務委託

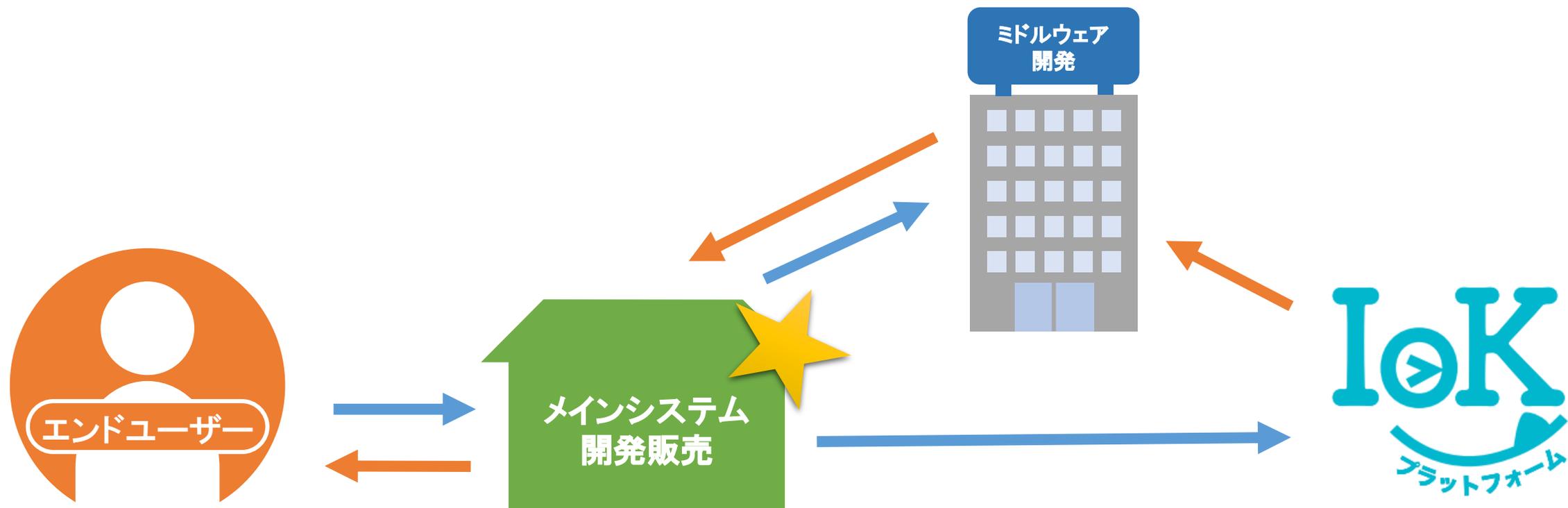


共同開発



販売担当企業・JVのブランドとなるため、
受益者は販売担当企業またはJVとなる。
(さらに代理店販売やOEM販売等が行われる場合は、
以前の条件が適用される)

ミドルウェア提供（注）



受益者は「メインシステム開発販売会社」となる。

(さらに代理店販売やOEM販売等が行われる場合は、以前の条件が適用される)

(注) IoKに接続する機能を提供するソフト部品提供について

ミドルウェアとしての販売形態をとる場合は、マケプレ利用規約に抵触することの無いよう、ミドルウェア提供者は、“ライセンスのIDパスワードを含めて販売・提供してはならない”。